

○議長（金堂清之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番、榊朋之議員。

榊議員は時間制にて質問いたします。

○2番（榊 朋之君）〔登壇〕 2番、榊朋之でございます。

本日は、さきに通告しておりましたとおり、今後の春日市の交通行政について、特に自転車の安全使用に関する今後の取り組みにつきまして、御質問をさせていただきます。

皆様御承知のとおり、自転車は大変使い勝手のよい便利な乗り物であります。長引く不況の中、ガソリン代金等の値上げなどが家計を圧迫する中、経済的な観点からも非常に家計に優しい交通手段でありますし、また昨今の環境に配慮する社会意識の高まりからも、地球に優しい乗り物として注目を集めておりますことは、多くの皆様と認識を一つにするものであります。多くの産業が消費の冷え込み等の理由で、売り上げが対前年比で減少傾向にある中であって、自転車の売り上げはここ数年、対前年比10%以上の伸び率で推移をしており、この一点からも、自転車の利用者は近年増加傾向にあることが容易に想像できます。

しかしながら、この自転車利用の手軽さと便利さから来る利用者の増加が大きな社会問題化していることも、一方で決して無視できない現実であります。自転車は歩行者よりも速度が速く、しかもそのもともとが持つ機械の形状として、不安定かつ運転者がむき出しの状況にあるため、一たび自動車等と接触を起こせば、歩行者と自動車との接触事故以上に重篤な事故につながりかねないという危険を有しております。

また最近においては、自転車の技術革新や部材の変更など、性能の向上から、これまでよりも容易に速い速度を出すことのできる機種も多く販売されております。このことは、これまで交通事故の際に常に被害者として関与していた自転車利用者が、加害者として事故に関与する可能性も有してきたことを意味いたしております。

現に2002年に横浜で、携帯電話の画面を見ながら運転をしていた女子高校生が、前方を歩いていた57歳の女性の存在に気づかず、後部から追突し、重い後遺障がいを残す事故が発生いたしております。この女子高校生に対して、裁判所は5,000万円もの損害賠償の支払いを命じております。このような話は特殊な話としてではなく、今後、自転車の利用者が増加するとともに頻繁に起こり得る、もしくはその危険性をはらんでいる事例であると認識せねばなりません。

ここ春日市においては、福岡市のベッドタウンとして発展した地域の特性から、現在でも特に天神や博多駅といった福岡都市圏の中心部に向かうために、私鉄やJRの駅を利用する市民が多く、自宅から駅までの通勤や通学の際に自転車は必要不可欠、まさに欠かせない生活の手段となっている実情があります。また、坂道等の事情で利用に一定の制限がかかっていた市民においても、安価な電動補助つき自転車の普及など、今後は高齢者も含めてますますの利用者の増加が想像されます。こういった意味からも、自転車の安全利用に対する市民の意識向上やその推進は、ここ春日市においては決して他人事ではなく、市民の安心、安全と密接に関係した、緊急喫緊の課題であると思われれます。

御承知のとおり、自転車は道路交通法上、軽車両と認識されているものであります。このことはすなわち、自転車の使用に関しましては本来、道路交通法上の制約を受けることを意味いたしております。しかしながら、現行法上において免許制度がないことや、現在、警察庁においてもその見解を整理しかねている、各地におけるインフラ整備の違いなどから来る走行区分の問題の不徹底、利用者の多さに対して取り締まる警察官の人員不足などの理由から、自転車の交通違反等に対する取り締まりや罰則を課すことは、ほとんど行われていないというのが現状であります。このことが、極めて特定の人たちであると信じたいのですけれども、自転車の利用に関するマナーの低下を招いている感は否めません。

ここで懸念されるのは、現在ごく少数である自転車利用のマナーの低下が、今後何の処置も講じない場合、全体に広がっていきかねない点であります。このことはマナーの低下からモラルハザードへまでつながりかねません。いわゆるピストバイクといったブレーキを取り外した自転車が販売され、普及しかかった事例などは、規則が明確に提示されていないがゆえに広がった問題であります。今以上に明確な自転車の利用に対する指針を、春日市としても提示をしなければ、今後も増加し続けるであろう自転車の利用に対して、それぞれが勝手におのおのの価値基準によって使用を行うという無法状態に陥りかねず、そのことは利用者のみならず、多くの市民の安全を侵しかねない、重大な問題となりかねません。

ここで市長にお尋ねいたします。今後この春日市において、自転車の利用に対してどのように取り組まれるおつもりでいらっしゃいますでしょうか。啓発活動等を含めて、日ごろより市長がこの問題に積極的に取り組まれておりますことは、先刻より承知をいたしておりますし、それでもなかなか改善されない自転車利用のマナーの向上に対して、心を痛めていらっしゃることも承知をいたしております。そんな中ではありますけれども、市民の安心、安全を守る立場から、今後の取り組みに対する抱負をお聞かせいただければ幸いです。

また、この特効薬のない問題解決の一つの手段として、春日市における自転車利用に関する条例等の制定をお考えいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。先ほども述べましたとおり、警察庁の認識が整理されておらず、歩道もしくは側道の整備が前提となる自転車の走行区分に関する点はおくとしても、現行法においても定められている夜間走行時の点灯義務、自転車運転中の携帯電話の禁止義務、信号や交差点における一たん停止の厳守義務、特例的に認められている幼児の二人乗りの際のヘルメットの着用義務等、最低限度守るべき点を春日市独自で定め、自治会役員等に指導の権限を与える条例を制定すれば、市民の自転車の安全利用に関する意識も向上するかと思われませんが、いかがでしょうか。市長の御感想をお聞かせください。

あわせて、現在小中学校において行われている自転車の利用に関する指導を、今後、内容をさらに吟味、精査し、より生徒が実感し実践できる内容に工夫を加える必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。被害者にも、そして加害者にもならないために、道路使用上の最低限の決まりを今以上に掘り下げて指導する必要があると思われまます。また、こういった機会を自治会活動や老人会などへも積極的に働きかけていくことが必要かと思われまます。市長のお考えをお聞かせ

ください。

今後の市民生活に直結する便利な足としての自転車の利用に一定の制限をかけることは、本来、大変心苦しいことではありますけれども、市民それぞれが安全に対する意識を高めていく一つのきっかけになればと思い、以上のことを質問させていただきます。どうか前向きな御検討よろしくお願いいたします。

○議長（金堂清之君） 井上市長。

○市長（井上澄和君）〔登壇〕 榊議員から、交通行政についての御質問でございます。

まず、今後、自転車の利用に対してどのように取り組むのかとのお尋ねにお答えいたします。

議員御指摘のとおり、自転車の利用に関するマナーの低下が大きな社会問題として取り上げられ、現在、警察庁は平成23年10月25日付で打ち出した「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策」において、これから具体的な内容を示し、推進を図ろうとしております。市はこの対策として、自転車の安全利用推進のため交通安全運動や啓発活動に鋭意取り組んでおります。

まず、春・夏・秋・年末の福岡県交通安全県民運動期間中に、筑紫野署、交通安全指導員、婦人会などの協力を得て、西鉄春日原駅とJR春日駅で早朝に街頭啓発を行ってきたところです。けさもそのことをやってまいりました。さらに自転車の利用に関しましては、夜間のライト点灯などマナーアップのための有効なチラシを作成し、自転車の安全利用の講習会や自転車駐車場にて配布するなど、マナー向上の啓発に努めております。また市報においても、交通安全の啓発についての記事を適宜掲載し、啓発に努めているところです。

次に、春日市における自転車利用に関する条例等の制定を検討してはどうか、また自治会の役員等に指導の権限を与える条例を制定してはどうかとのお尋ねにお答えいたします。

現在、社会問題となっている自転車の安全運転につきましては、警察庁が本格的に取り締まりの強化や道路交通法の改正を検討している段階でありますので、議員御提案の春日市独自の自転車利用に関する条例や、自治会役員などに指導の権限を与える条例の制定につきましては、警察庁の動向を注視し、はっきりとした見解が示された時点で、先進事例なども参考にしながら、条例制定の必要性について研究してまいりたいと存じます。

次に、小中学校における自転車の利用に関する指導を、より実践的に工夫してはどうかというお尋ねにお答えいたします。

小中学校では、筑紫交通安全協会春日支部の御協力を得て、小学校においては4年生を、中学校においては昨年度から全生徒を対象に、自転車の安全運転の指導を実施しております。小学校では自転車の運転ルールの話をした後、実技指導を行い、児童に運転ルールを体感させております。中学校では道路交通法の改正や自転車の運転ルール、自転車の重大事故の事例とそれに伴う多額の損害賠償などについて説明し、注意喚起を促しております。

また、本年9月の小中学校PTA役員と市長、教育長との懇談会では、自転車運転マナーの向上をPTAと行政がともに取り組む課題として確認し、各学校の学校運営協議会での協議課題にPTAから提案していただくようお願いいたしました。

先月は教育委員会から小中学校全保護者に対し、交通安全協会春日支部作成の自転車の運転ルールのチラシを配布し、周知を図ったところでございます。さらにコミュニティ・スクールの小中連携の取り組みとして、中学校ブロックの学校関係者評価において、暗くなったら照明をつけて運転しているか、二人乗りはしていないかなど、自転車運転の安全面を指標とする事例も出てきていると聞いております。

最後に、自転車の利用に関する指導を、自治会活動や老人クラブなどへも積極的に広げていくことが必要ではないかとお尋ねにお答えいたします。

老人クラブ連合会などに対しましては、筑紫野署が調整し、自転車の利用も含めた交通安全に関する講習会を既に行っております。本市におきましても高齢者の交通事故の減少を目指して、今後筑紫野署との連携を図り、効果的な啓発ができるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（金堂清之君） 2番、榊朋之議員。

○2番（榊 朋之君）〔起立〕 2番、榊朋之です。御回答ありがとうございます。

自転車の安全利用に関しまして、市長を筆頭に、市職員や県警、筑紫野署などの行政、また交通指導員や婦人会といった皆様の日ごろからの御尽力に、心から敬意を表します。また、マナーアップのためのチラシ作成や市報掲載など、啓発に努めていらっしゃるという姿勢につきましてもですね、重ねて感謝を申し上げるものでございます。

ただしかしですね、しかし、自転車利用のマナーの低下が後を絶たない。誤解がないように申し上げておきますけれども、ほとんど市民の皆様はですね、当たり前信号を守って、夜間にはライトをつけ、正しいマナーで自転車を運転していらっしゃる。ただ残念なことに、非常にマナーの悪い利用者がやたらと目につく。啓発しても啓発しても、もうこれはそもそも論なんですけれども、そういったマナーの悪い人たちはそんなものに目もくれないという現実もあるんですね。このことが社会問題化してしまっている。これはマナーを守っていらっしゃる方には大変迷惑な話なんです。

市長が行っておられる出前トークの席においてもですね、この自転車のマナーの悪さについては多くの御意見が出されたと漏れ伝え聞いております。やはりですね、もう啓発といった予防だけでなく、早い段階で処方せんを示さなければならない、そんなところに来ているのではないかというのが、今回の私の質問の趣旨でございます。

自治会の皆様と御一緒させていただきまして、私も夜間パトロールを行っております。町内を1時間ぐらい歩くわけでございますけれども、この際目につくことは、ほとんどが自転車の利用に関することなんです。無灯火、信号無視、携帯の利用、もうこればかりなんです。先日もパトロールしておりますと、信号無視をして斜めに道を横切ってくる自転車がいる。これは当たり前のように無灯火です。片手には携帯電話でメールをしている。耳にはイヤホンをつけて音楽を聞いている。あげくサングラスまでしている。もう曲芸かというような運転をされているんですけれども、これに注意しないんだったら一体何を注意するのかというような運転です。

これに注意をする。素直に聞いて直してくださる方もいらっしゃいます。けど、本当に一部で

すね。ほとんどの方が無視。甚だしきは、「あんたたち何ね」と、逆に食ってかかる人までいらっしやる。ボランティアでパトロールに御参加いただいている皆様に、こんなとき本当にですね、心から申しわけなく思うんですね。何で正しいことをして文句を言われなきゃいけないのか。これは実に理不尽な話だと。

そういった点からですね、先ほど御回答の中でございました、条例制定の必要性について今後研究をしていただくというお答えではありますけれども、これをぜひですね、早期に御検討いただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。現時点での感想といいますか、お気持ちで結構でございます。ぜひ、いま一度お願いいたします。

○議長（金堂清之君） 中垣都市整備部長。

○都市整備部長（中垣敏彦君）〔登壇〕 榊議員の再質問にお答えいたします。春日市における自転車利用に関する条例の早期制定についてのお尋ねでございます。

自転車問題につきましては、議員の御指摘のとおり、今現在ですね、国民すべての喫緊の課題といえましょうか、そういうふうなとらえ方をしております。そこで警視庁のほうでもですね、10月25日からそういう動向を調べ、そして各地方のですね、警察にも調査研究をするようにという通達が出ておるところでございます。このですね、報告が、恐らく年度末、3月前後にはですね、上がるということ聞いておりますので、当然これを受けて私どももですね、そういう動向を視野に入れながら検討していきたいと思っております。

もちろん、議員から御案内のありました自転車の安全な利用の促進に関する条例、これはいろんな自治体取り組みをされているということは、私どもも重々知っております。そのような中ですね、まず一つ、京都府のほうでその条例をつくられて、京都市が改めてということですね、今、効果があるのかですね、今から検証されるということでございますけれども、そういう、このような実態的なものもですね、ございますので、そのようなものを含めまして、警察の動向とともにですね、研究してまいりたいと思っております。

○議長（金堂清之君） 2番、榊朋之議員。

○2番（榊 朋之君）〔起立〕 2番、榊でございます。

ありがとうございます。まあ、そうなんですね。確かに当然、冒頭の御回答でもありましたとおりに、警察の今後の方針を注視しなければならないということは重々承知をいたしております。ただ、やっぱり喫緊の課題なんですね。しかも報道等でも行われておりますけれども、警察も人が足りないといった現実もある。また、警察にだけ頼ってもいられない。市民の安全は市民で守る、そういう思いがですね、今必要なのではないのでしょうか。

今、京都府というお答えをいただきましたけれども、私が調べましたところではですね、既に東京都の三鷹市、同じく板橋区、そして千葉県中市川市等においてですね、自転車の安全利用に関する条例が制定されております。どれも歩行者等に危険を及ぼす可能性のあるものに対しては、市長が指導または勧告を行うことができると定めてあります。今現在の一部の悪質なマナー違反者に対しては、再三申し上げておりますけれども、強い態度で臨まなければならない、そんな時

期に来ているんじゃないかと私は思っております。

この後でも触れますけれども、教育長を初め、学校の現場でもお忙しい中、自転車の安全利用に関する教育や啓発、これは本当によくやってくださっていると思います。しかし、子どもは大人の鏡なんですね。幾らですね、子どもに「絶対これをしてはいけませんよ」なんて教えたところで、いざ実際の道路に出てみると、大人がそのルールを全く守っていないと。これは効き目があるはずもない。子どもにしても本当にむちゃくちゃな話になってしまうと。やはりですね、まずルール違反の大人を厳しく指導するのが順序ではないかというふうに思うんです。

直接自転車とは関係がない話になるんですけれども、お隣の福岡市に、「人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例」というのがあります。この中で、指定地域内での歩行喫煙、いわゆる歩きタバコを禁止する条文があります。制定された当初は、まあ私もタバコを吸いますから、「何ちゅうむちゃな条例をつくるんだ」と思ったもんなんですけれども、違反すれば2万円以下の罰金が課せられる。こんなもん払わされちゃたまらないと思うものですから、私も当然その地域でタバコを吸わない。どうも周りの方もそうだったらしくて、今、天神あたりを歩いてみますと、見事にだれも吸っていないんですね。昨日、福岡市役所の生活安全課に確認をしたところ、この件に関して数年間、罰金は一件も徴収していないそうです。要は、当初の市側の強い姿勢が功を奏しているというわけなんですね。条例にはやはりこういった力もある。

罰則をもって人を縛ることに關しての是か非か論は当然ありますし、また現行の法体系との整合性と調整も必要とされるでしょう。しかしですね、マナーの低下がこうまで著しい場面においては、こういった荒療治も必要とされるのではないのでしょうか。行政として大いなる覚悟を持って、安全運転のための指針を市民に提示する、そんな決意がですね、今求められているのではないかと思っております。周辺他市に先駆けてですね、何より市民の安全を守るために、春日市として実質的に最も効果的であろうことを早急に行う、そういった御英断を御期待したいのですが、いかがでございませうでしょうか。

○議長（金堂清之君） 井上市長。

○市長（井上澄和君）〔登壇〕 先ほどから榊議員が御指摘いただいておりますように、この自転車のマナーの問題は、もう本当に今、怒りを通り越して少し情けなくなるぐらいの状況下にございます。まあ、すべての人じゃございません、一部の人だと思いますけれどもですね、そういう状況の中で、何とか行政としてもやはり啓発していかなきゃいけませんけれども、今、現に福岡市の御指摘もいただきました。まあ、これは喫煙の問題でございませうけれども。

ただ、私どもといたしましては、いわゆるそのバックボーンになる法律というものが、やっぱりしっかりと制定をされまして、今部長が説明しましたように、そう遠くない時期にどうもなりそうでございますのでね、そういった法律の制定を、その推移を見ながら、どういうことをやっていけば、まあ条例の制定も含めてになろうかと思っておりますけれども、より効果的な取り組みを考えていかなければいけないというふうに思っております。

なかなかその法律がない状態の中で、条例だけ幾ら先行いたしましても、やっぱりこういう啓

発とかそういう条例は、ほかの条例でもございます、まあ何ていうんでしょう、まあという言葉は悪うございますけども、動物愛護条例にしましても、自治体によっては犬猫のふんの後始末の問題なんかも、罰金を課しているところもあると聞きますけれども、全くこれが、現場をだれが把握するかという問題もありますしですね、まあそのときが経過すれば、結局、後からこれをまた蒸し返しても、まあ実際やったかどうかという話になってしまいますと、なかなかそのところの確証も難しい状況でございますのでね。

確かにまあ、そういうことで罰金ということも一つの、何ていうんでしょうかね、啓発というよりも、やはりそういうことを示すことで、マナーを守らないとこういう罰を受けますよというものはあるかもわかりませんがね、なかなかこれをやっぱり徹底していくためには、ちょっと私も非常に今、急ぎたい気持ちはあるんですけどもね、一方でやっぱり、どうせ、どうせというか、いずれ効果的な対策を講じていくためには、その法律の制定をしっかりと見きわめながらですね、市民の皆様方のいろんな、あるいは関係者の皆様方の御意見を聞きながら、効果的な対策というものを、法のもとにそういったものを背景にしながら考えていきたいというふうに思います。そのときにまた、ぜひ・議員からも貴重な御意見をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金堂清之君） 2番、榊朋之議員。

○2番（榊 朋之君）〔起立〕 2番、榊朋之でございます。

ありがとうございました。といいますか、もう本当、この質問に関しましては「ありがとうございました」しか御用意をしておりませんでしたので、本当にありがとうございました。ぜひともですね、前向きに御検討くださいませ。お願いいたします。

続きまして、小中学校での教育指導についてでございますけれども、御説明いただきましたように、本当に多くの機会がこの件に関して御検討、また実践をいただいておりますことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。ただ、やはり先ほども申し上げましたとおり、幾ら子どもに「こうしなさい」というふうに教えても、大人がそれをはなから破って回っているようではですね、効果は大変薄くなってしまいうふうに思うんですね。その点ですね、中学校において多額な賠償金が発生した事故の事例を取り上げて教えているといった御説明がございました。これはですね、本当に大切なことだと思います。

俗に言いますですね、自動車の免許講習ですとか、免許更新時の違反者講習、この場においてですね、事故の加害者が現在の心境や反省をつづった「償いの日々」といった名前の冊子が配付されます。これはゴールド免許の方、まあ優良運転者の方はほとんど目にする機会がない冊子かとは思いますが、これがなぜか私の家にはたくさんあるんですが、これを読むとですね、非常に陰鬱な気持ちになってしまう。その後運転するのが嫌にすらなってしまう。インパクトがあるんですね。こういった冊子の児童版をですね、ぜひ作成していただいて配布をしていただきたい。子どもにも御両親にも効果があると思うんです。そういった工夫もですね、今後ぜひ御検討いただきたいと思います。この件に関しましては、ぜひ教育長の回答をお願いいたします。

あわせてになりますけれども、私が申し上げました、自治会や老人会へ安全講習を広げたらどうかという質問でございますけれども、これは子どもは子ども、自治会の大人は大人、また御高齢者は御高齢者といったくりの中で、それぞれ別個に啓発活動や指導を行うのではなくですね、世代を超えて、それぞれ運転者として、歩行者としての立場の違う人たちが一堂に会した上でですね、安全教育や啓発活動を行ってはどうかというものでございます。そのほうが、立場が違いますんで、見えなかったものが見えてくるというか、効果がより一層出てくるのではないのかなというふうに思うんですね。ぜひこういった場面をつくっていただきたい。

また、このことの実現のためにもですね、市役所の中においても交通安全というのは当然、共通の課題でありますので、学校教育部も、地域生活部も、健康福祉部も、都市整備部も、総務部も、●漏れていますかね、幾らかですね●、もうこそ全庁挙げてですね、部・課の垣根を超えて、横断的に取り組む体制を今以上におとりいただきたいと考えております。いかがでしょうか、あわせて御回答をお願いいたします。

○議長（金堂清之君） 中垣都市整備部長。

○都市整備部長（中垣敏彦君）〔登壇〕 榊議員の再質問にお答えいたします。交通安全に対して全庁挙げて横断的に取り組む体制についてのお尋ねでございます。

交通安全は、春日市市民のみならずですね、国民すべてが全力を挙げて取り組まなければならない共通の課題と考えております。そこで議員御提案のとおりですね、全庁的にかかわってまいりますので、関係部署とのですね、体系、体制づくりをですね、行っていきたいと、これは今後積極的にですね、取り組んでいきたいと考えております。

なお、児童向けのですね、冊子の作成、これにつきましては教育長のほうから御答弁があるかと思えます。

○議長（金堂清之君） 山本教育長。

○教育長（山本直俊君）〔登壇〕 児童向けの冊子の作成についての榊議員の御提案でございます。

御承知のとおり、自転車の安全利用につきましては、やっぱり全国的な問題でありますし、これは子どもだけじゃなくて大人を含めた市民全体の課題でもあると思っております。そういう意味では、市民挙げての取り組みになることが極めて今後大切なのではないかと、教育委員会としては考えております。

さて、御指摘の児童生徒に対する指導に限定しますと、議員御提案の内容は、自転車を含めた安全に関する学習指導方法の工夫改善のための資料の活用の一つに当たろうかと考えます。そういう意味では、各学校における児童生徒の理解が高まる指導の工夫に際しまして、いろいろな教材、いろいろな資料の活用について、指導、助言に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金堂清之君） 2番、榊朋之議員。

○2番（榊 朋之君）〔起立〕 2番、榊でございます。

ありがとうございました。今後もですね、それぞれの部・課において、この問題にはぜひ積極



的に御関与いただきますようお願い申し上げます。

くどくなりましたけれども、自転車は大変便利で身近な乗り物であります。それだけに扱い方を間違えると非常に重篤な事故につながるおそれが、市民のだれにでもあり得るわけでございます。交通事故のない社会の実現は、市民にとってまさに切なる願いであります。市民一人一人が真剣にその実現について考え、実践する土壌づくりのお手伝いをするところこそが、我々行政の責務であると考えております。

どうか自転車の安全利用につきましてですね、市としてさらに踏み込んだ政策の実行をお願いいたしまして、また私自身は、条例等制定の暁には、条例遵守の安全運転の模範的な具現者として、自転車にまたがり、さっそうと議会に登庁させていただきますことをお約束いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。